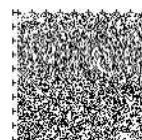


生きものつながる世田谷プラン行動計画

(令和4年度～令和5年度)



目次

1 . 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割	1
(1) 行動計画の役割	1
(2) 取り組みの評価	2
(3) 進行管理	3
(4) 次期行動計画の策定に向けて	3
2 . 個別の取り組み	4
(1) 取り組みの体系	4
(2) リーディングプロジェクト	6
(3) 取り組み	16

1. 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割

(1) 行動計画の役割

生きものつながる世田谷プランは、「生物多様性基本法」の第3条¹で示される基本原則に従い、同法第13条²の「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」として策定したものです。生物多様性国家戦略や東京都の「緑施策の新展開」、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画などの関連計画と連携を図るとともに、これらの計画では言及されていなかった生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを戦略的に進めていくための計画が、このプランです(図1)。

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、生きものつながる世田谷プランの目標を達成するための取り組み内容について、環境審議会の意見を踏まえて区が策定し、区が主体となって取り組みを推進していくものです。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、区民との協働により生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生きものとともにある暮らしと、みどり豊かな環境を次代に伝えていきます。

また、近年の地球温暖化を要因とした気候変動が生態系に与える影響や新型コロナウイルス感染症流行後の新たな生活環境もふまえ取り組みを進めていきます。

今回の行動計画は、世田谷区基本計画との整合を図るため、令和4年度から令和5年度の2か年の計画として策定しました。

また、取り組みの進行にあたっては、みどりの基本計画と整合を図りながら進めていきます。

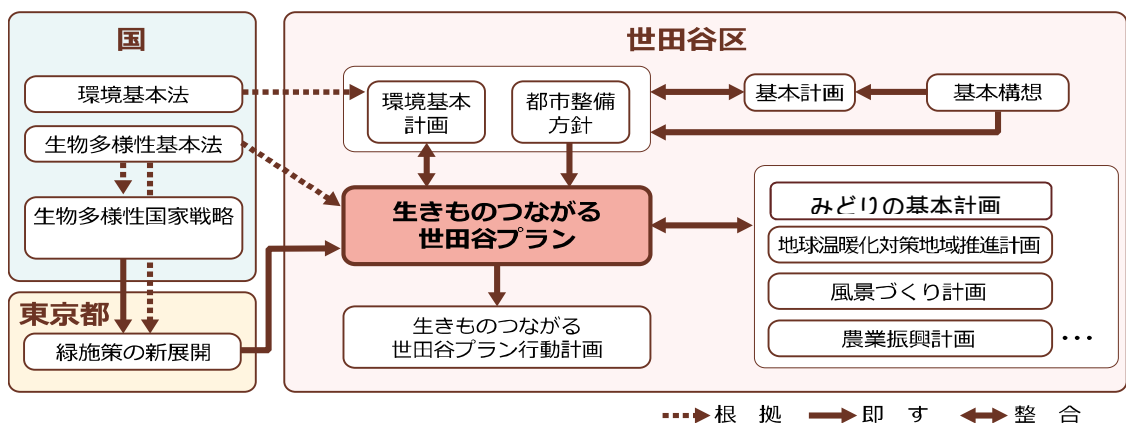


図1 生物多様性地域戦略と国・都の法律や計画との関係図

¹ 生物多様性基本法 第3条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることに鑑み、野生生物の種の保存などが図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

² 生物多様性基本法 第13条 都道府県および市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独でまたは共同して、当該都道府県または市町村の区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2) 取り組みの評価

生きものつながる世田谷プラン行動計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の取り組みについて、次のとおり評価を行いました。

3つの柱	9つの目標	令和3年度末までの評価（見込み）
生物多様性を「守り、育てる」	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する	国分寺崖線や水辺の保全、生物多様性に配慮した場づくり、外来種や野生生物に対する適切な対応により、生物多様性を「守り、育てる」事業は順調に推進している。
	目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する	
	目標3 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める	
生物多様性のために「協働する」	目標4 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベントや区民による生物調査は一部中止となったが代替事業を行い生物多様性のために「協働する」事業は概ね順調に推進している。
	目標5 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす	
	目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える	
生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」	目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布等、生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」事業はおおむね順調に推進している。
	目標8 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える	
	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する	

(3) 進行管理

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、区が年度ごとに進捗状況を把握し、環境審議会に報告しつつ、庁内で評価・検証して、個別取り組みのその後の進行に活かすことにより、計画を確実に進めます(図2)。また、個別取り組みは、機会を捉えて関係する区民の意見を聞きながら進めていきます。

(4) 次期行動計画の策定に向けて

令和6年度からの次期行動計画の策定に向けて、令和3年度に実施する「みどりの資源調査」を詳細に分析し、課題や個別事業の効果等を検証したうえで、生物多様性の保全のさらなる事業推進を図るため、わかりやすく効果的な計画体系や取り組み内容の整理、目標設定などの見直しを検討していきます。また、進捗管理についても、事業効果をより高めていくための手法を検討していきます。

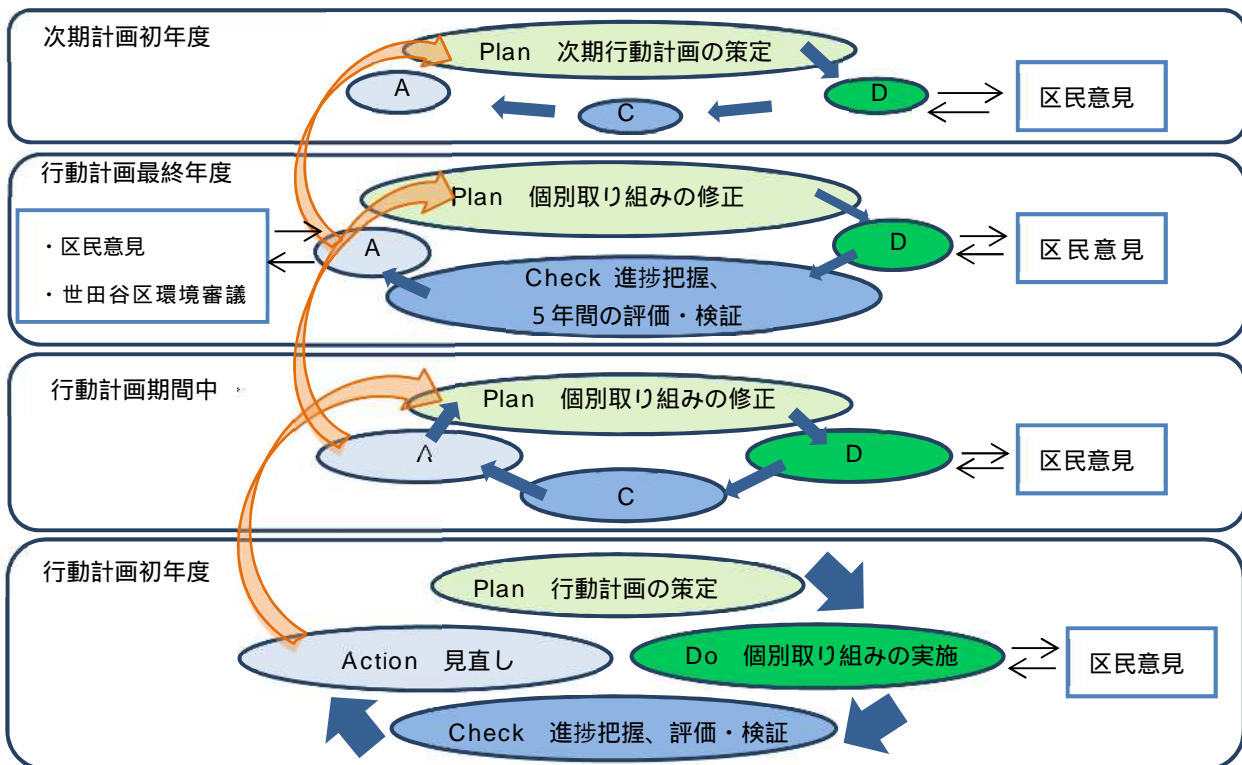


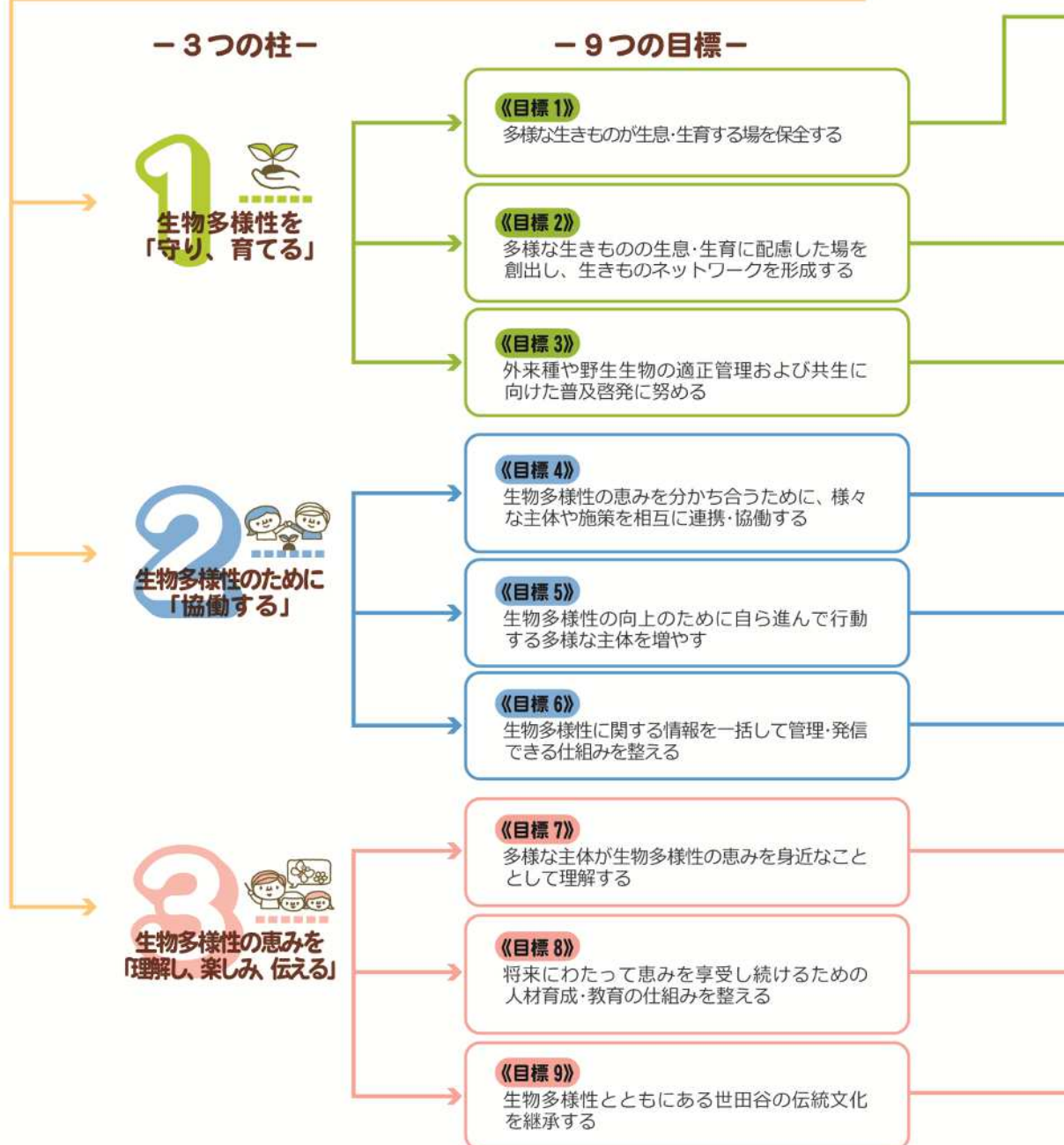
図2 進行管理のイメージ図

2. 個別の取り組み

(1) 取り組みの体系

将来像の実現に向かって、3つの柱ごとの9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、取り組みを体系づけます。

理念：環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。



－取り組み方針－

－取り組み内容－

方針 1-1. 国分寺崖線の保全

1-1-1. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進

1-1-2. 国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

方針 1-2. 景観の保全

1-2-1. 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

方針 1-3. 河川・水辺の保全

1-3-1. 生物多様性に配慮した河川の管理

1-3-2. 建設時の地下水・湧水の保全指導

方針 1-4. 農地の保全

1-4-1. 農地保全の取り組みの推進

方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全

1-5-1. 諸制度を活用したみどりの保全

1-5-2. 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり

2-1-1. 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり

2-1-2. 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり

2-2-1. 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

2-2-2. 生物多様性に配慮した公園緑地の管理

方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

2-3-1. 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

2-3-2. 生物多様性に配慮した建築計画などにもなう緑化の推進

2-3-3. 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

方針 3-1. 外来種や野生生物への対応

3-1-1. 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

3-1-2. 野生生物の適正管理、普及啓発の推進

方針 4-1. 国や関係自治体との連携

4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携

方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり

4-2-1. 区民や団体との連携

4-2-2. 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

方針 5-1. 生物多様性に関わる活動の活性化

5-1-1. トラスト運動への参加の拡大

方針 6-1. 生物多様性に関わる情報整理、
発信の仕組みづくり

6-1-1. 生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

方針 7-1. 生物多様性の普及啓発

7-1-1. 生物多様性を伝える場づくり

7-1-2. 生物多様性の理解を促すための普及啓発

方針 8-1. 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

8-1-1. 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充

方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成

8-2-1. 生物多様性保全に関わる人材の育成

方針 9-1. 世田谷らしい農の継承

9-1-1. 地産地消の促進と伝統野菜の継承

方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用

9-2-1. 伝統的な自然との関わり方の継承

(2) リーディングプロジェクト

将来像を実現するために、取り組み体系で示した個々の取り組みを進めます。その上で、9つの目標を総合的かつ効果的に達成するために、「守り、育てる」「協働する」「理解し、楽しみ、伝える」の3つの柱ごとの取り組み方針を複数関連付け、先導的に進めていくプロジェクト事業を、リーディングプロジェクトとして引き続き、実施していきます(図3)。

		リーディングプロジェクト			
3つの柱		生きもの 拠点づくり	ちょこっと 空間づくり	せたがやカレー	世田谷 生きもの会議
1. 「守り、育てる」 生物多様性を	目標1～3	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワークづくり	【取り組み方針 2-3】 民有地・公共用地の 生物生息空間づくり	【取り組み方針 1-4】 農地の保全	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワ ークづくり
		【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワー クづくり			【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワ ークづくり
2. 「協働する」 生物多様性のために	目標4～6	【取り組み方針 4-1】 国や関係自治体との 連携	【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり
		【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり			【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり
3. 「理解し、楽しみ、伝える」 生物多様性の恵みを	目標7～9	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成
		【取り組み方針 8-1】 生物多様性に関わる 体験・学習の場づくり	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成	【取り組み方針 9-1】 世田谷らしい農の継 承	

図3 リーディングプロジェクトの考え方

次のページから、各リーディングプロジェクトの、目的 概要 関連する
取り組み方針 関係所管・プロジェクトスケジュール 各プロジェクトのイメ
ージ を紹介します。

リーディングプロジェクト No.1 生きもの拠点づくりプロジェクト

リーディングプロジェクト No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

リーディングプロジェクト No.3 せたがやカレープロジェクト

リーディングプロジェクト No.4 世田谷生きもの会議プロジェクト

リーディングプロジェクト No. 1 生きもの拠点づくりプロジェクト

《目的》

生きものの生息環境の核となる大小様々なスケールの場所を生きもの拠点として考え、まずは玉川野毛町公園の拡張部分やその他の公園緑地において生物多様性に配慮した環境づくりを進め、区内の生きものネットワークおよび広域的な生きものネットワークを形成していきます。

《概要》

区内で実践されている先進的な取り組みを参考にしながら、公園緑地の整備および管理において、生物多様性に配慮した手法を取り入れ、区民と連携して生きものにとって心地よい環境をつくっていきます。さらに、それらの場所を、体験し学ぶ場として活用していきます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

- 2-1 河川・水辺のネットワークづくり
- 2-2 公園緑地のネットワークづくり

協働する

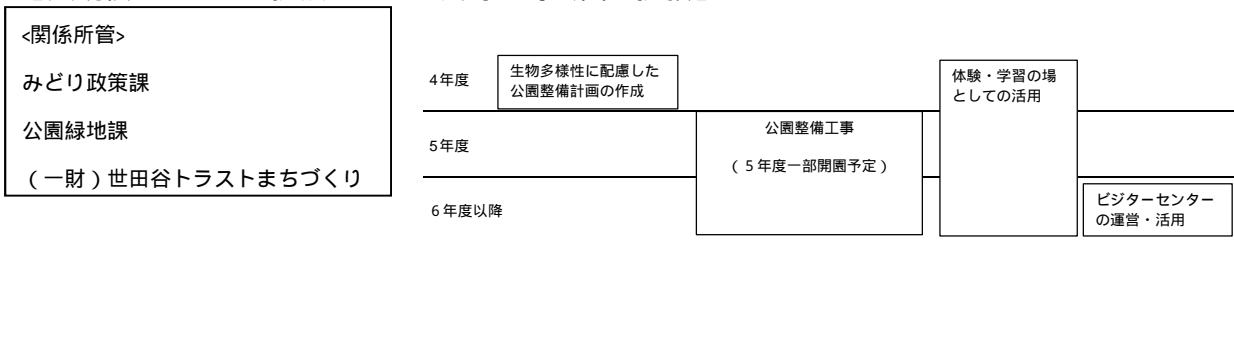
- 4-1 国や関係自治体との連携
- 4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

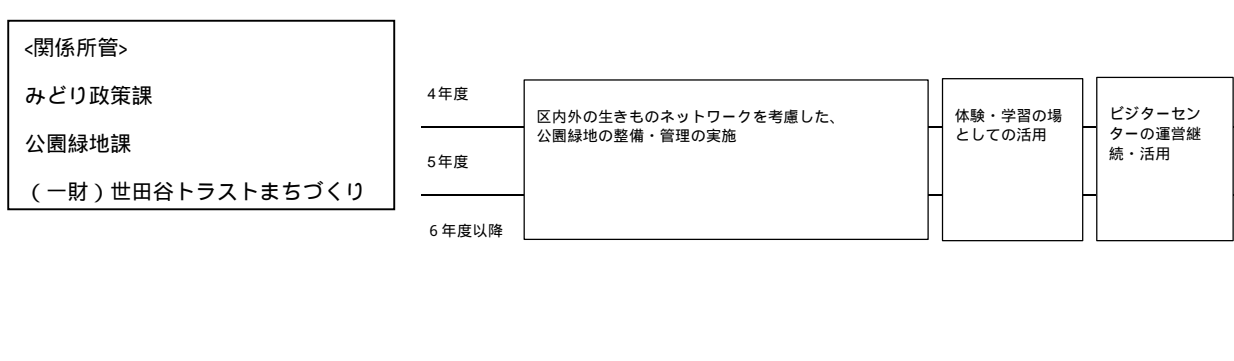
- 7-1 生物多様性の普及啓発
- 8-1 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【大規模な生きもの拠点となる玉川野毛町公園の拡張】



【生きもの拠点となる公園緑地の整備・管理】



《生きもの拠点づくりイメージ》

玉川野毛町公園をはじめとした公園緑地において、各々の公園緑地の種類や特性に応じて、在来種を用いた植栽、剪定方法の工夫、草地の維持や創出などの仕掛けを可能な限り取り入れて、生きもの拠点づくりを進めます。

図：「世田谷区みどりの基本計画 2018年度～2027年度」より引用

井の頭公園一帯



区民参加のWS



世田谷トラスト
まちづくり
ピタターセンター
(生きもの情報の拠点)



次大夫堀公園

生きもの拠点となる
玉川野毛町公園
(拡張)

多摩川下流

- ←→ 骨格的なみどりの軸
- みどりの軸 (緑道等)
- みどりの軸 (河川・開渠)
- みどりの幹線 (幹線道路の街路樹)
- みどりの拠点 (大規模公園やまとまりのあるみどり等)
- 街なかのみどり (宅地のみどりや小規模の公園)
- 農地保全重点地区

リーディングプロジェクト No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

《目的》

公園緑地などの拠点と拠点をつなぐためには、世田谷のみどりの6割を占める民有地のみどりのあり方が重要です。自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどを観察することで、日々の楽しみや喜びにもつながります。

《概要》

区民参加により、個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄り場をつくる工夫を進めることで、ちょこっとした生物生息空間を広げていきます。その際は、一般の居住環境の維持に関する様々な配慮事項についても併せて普及していきます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

協働する

6-1 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

8-2 生物多様性保全の人材育成

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【生きものモニター制度】

<関係所管>

みどり政策課

(一財)世田谷トラストまちづくり

4年度

生きものモニター制度の実施

区民参加の
生物調査の
継続

生きものを紹介する資料の作
成

生きもの検索システム
の継続
(一財)世田谷
トラストまちづくりの
ビジターセンターとの
連携)

5年度

6年度以降

【ちょこっと空間づくり】

<関係所管>

みどり政策課

(一財)世田谷トラストまちづくり

公園緑地課

街づくり課

4年度

植栽ガイドブックの活用
(建築に伴う緑化の際に
活用)

助成制度の
実施

生きものを呼ぶ
ガーデニング
講習会の継続

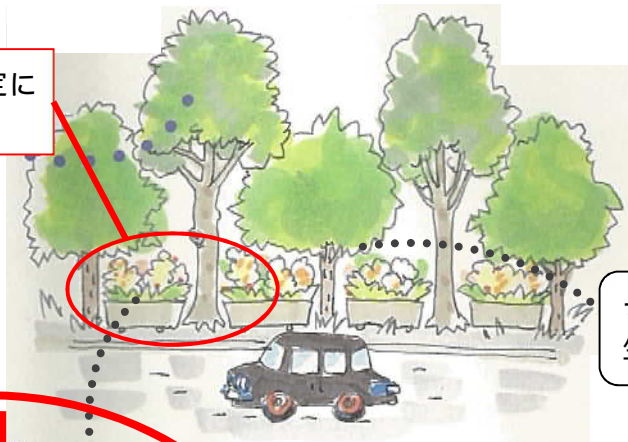
みどりと花
いっぱい協定
における
植栽種の工夫
実施

5年度

6年度以降

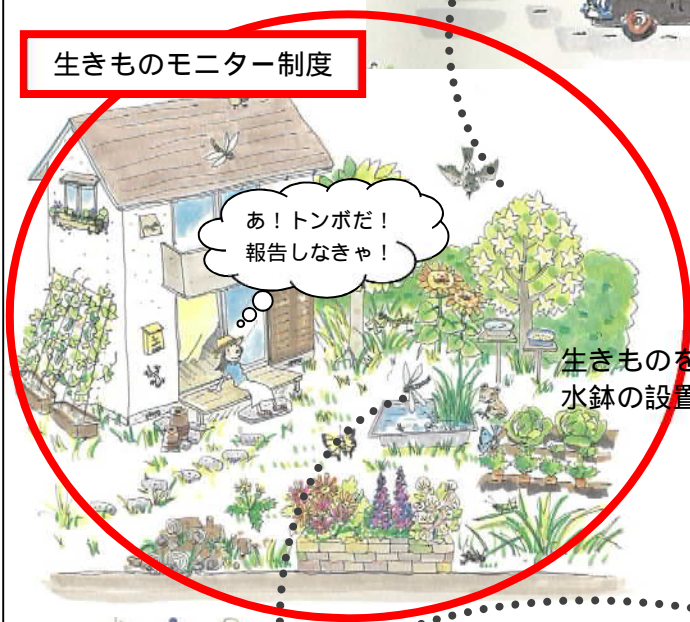
《ちょこっと空間づくりイメージ》

みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫



ちょこっと空間を利用して、生きものは移動します。

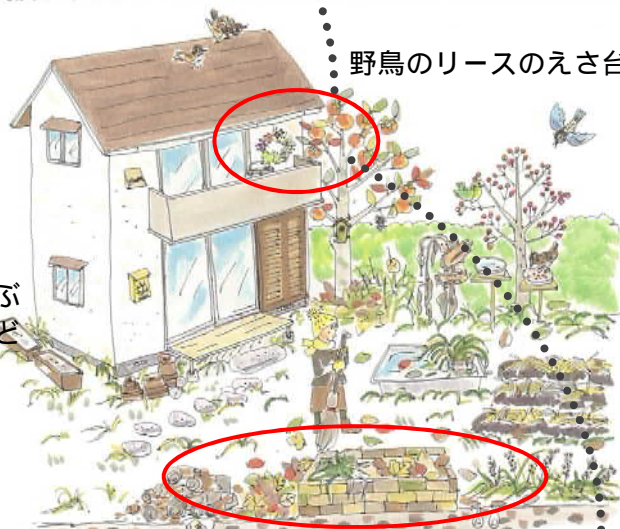
生きものモニター制度



あ！トンボだ！
報告しなきゃ！

生きものと呼ぶ
水鉢の設置など

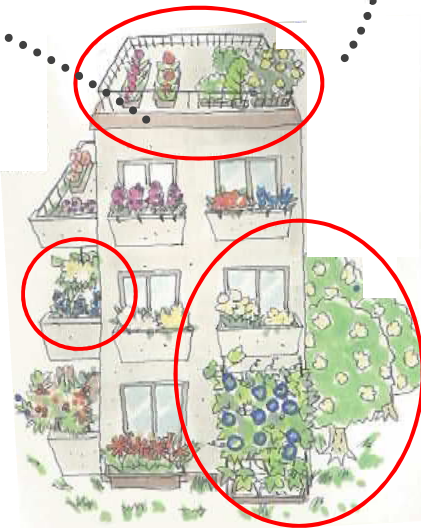
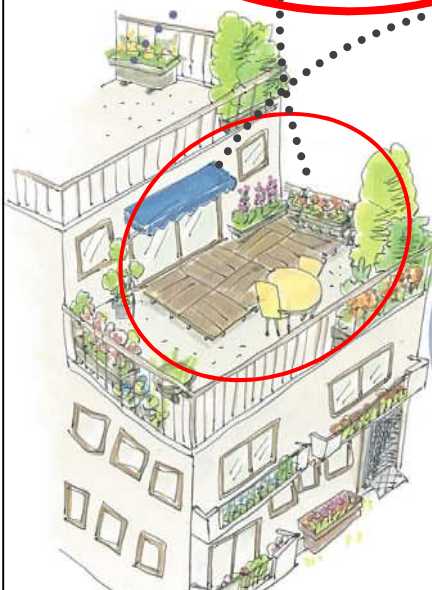
野鳥のリースのえさ台



昆虫の卵の冬越し場づくり

植栽ガイドブックを活用した
建物緑化

シンボルツリー・生垣、花壇造成、
屋上緑化、壁面緑化の助成制度の
推進



マンションやビルの外構、屋上、ベランダ、または商店街において、植栽ガイドブックを活用した生きものが好む植栽や在来種を使った植栽を行う。

絵：「生きものを楽しむガーデニング」より引用
(発行(一財)世田谷トラストまちづくり)

リーディングプロジェクト No.3 せたがやカレープロジェクト

《目的》

都市で暮らす私たちが普段食する農産物は生物多様性の恵みによるもので、その多くを国外または地方に依存しています。せたがやそだちなどの区内農産物の活用を通じて、生物多様性への関心の向上につなげ、住宅都市の農業、農地の大切さの理解を進めます。

《概要》

区は、活動団体、農業関連団体、学校などの様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施します。区民は、イベントに参加し、区内農産物を暮らしに取り入れることで、生物多様性や都市農地の多面的な機能の理解を進めます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

1-4 農地の保全

協働する

4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

9-1 世田谷らしい農の継承

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【せたがやカレープロジェクト】

<関係所管>

みどり政策課

公園緑地課

4年度

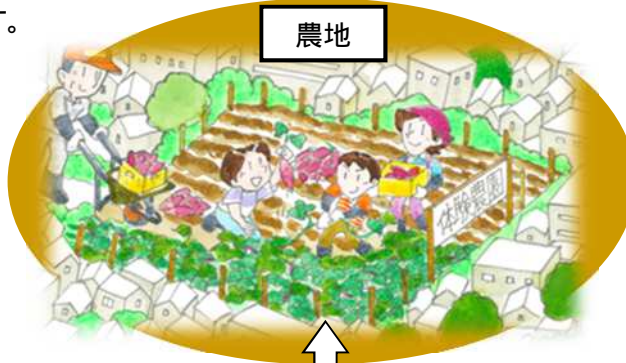
せたがやカレープロジェクトの継続

5年度

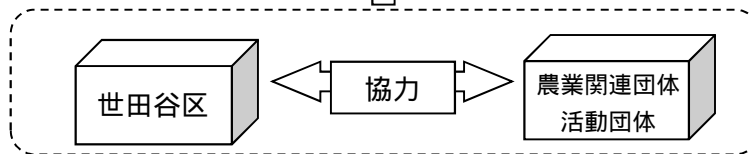
6年度以降

《せたがやカレーのプロジェクトイメージ》

住宅都市にある農地は、農産物を作り出すだけでなく、まちの環境を整え、人々が食育体験や地産地消を学べる場にもなっています。そこで、様々な主体と連携して、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心の向上につなげ、農地が持つ多面的機能の理解を進めるきっかけづくりとします。



せたがやそだちの野菜・伝統野菜をつくる農家の支援



せたがやそだちを学校給食に活用し、生物多様性や都市農地の大切さを伝えます。

イベントや区内農産物の情報を発信し、区民は区内農産物を暮らしに取り入れます。



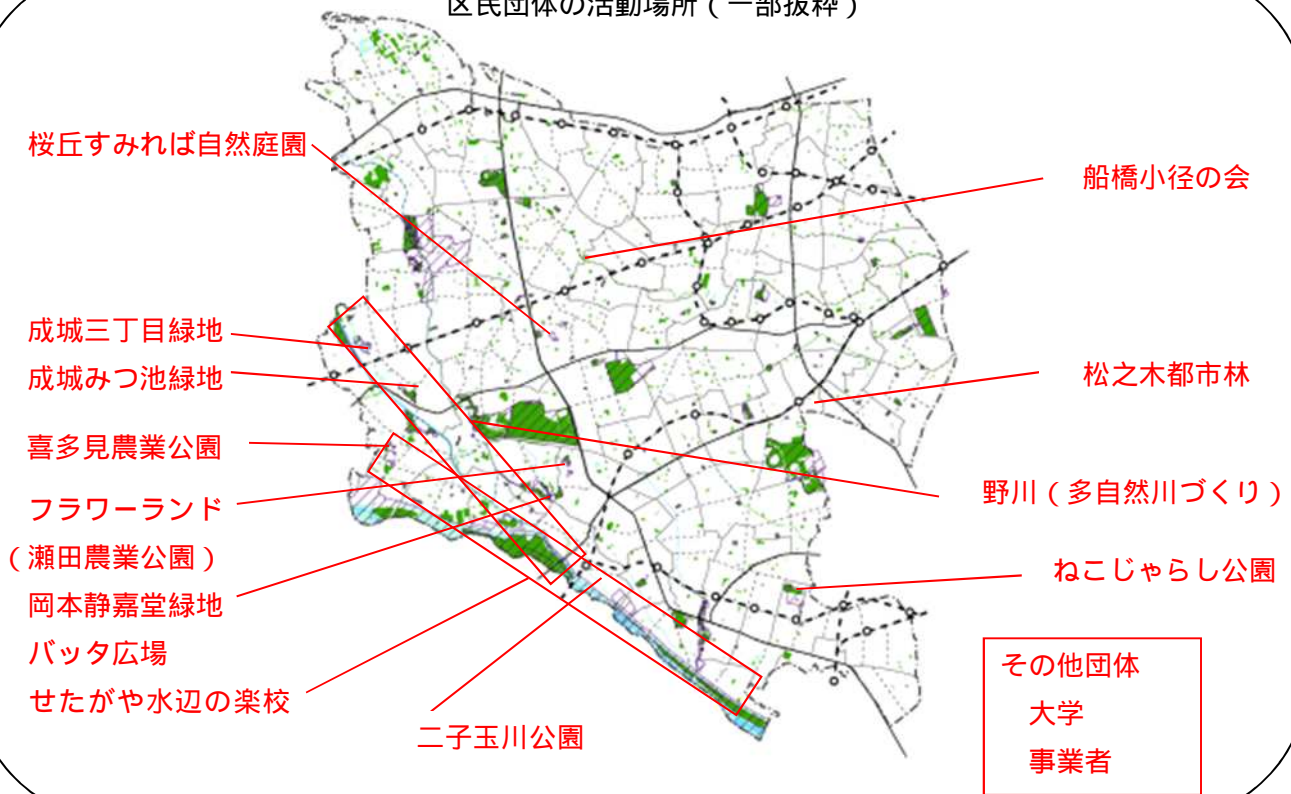
農業公園での野菜の収穫



区民は、イベント参加や区内農産物の活用をきっかけとして、生物多様性や都市農地の多面的な機能の理解を進めます。

世田谷区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力して、公園・緑地・都市林・民有地などで活動を行っている区民団体の活動をつなぎ、個々の活動のノウハウを広げます。

区民団体の活動場所(一部抜粋)



意見・情報交換の場 = 世田谷生きもの会議

【世田谷生きもの会議の主な内容】

- ・活動団体同士の意見交換
- ・連携した生物調査の実施
- ・活動情報の発信、共有による参加の拡大

↑
関連
↓

- ・専門家の派遣による、より活動しやすい環境へのサポートを実施
- ・生きもの顕彰制度の運用

(3) 取り組み

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全



【取り組み内容 1-1-1】

国分寺崖線を守り育てる活動の推進

概要

学校・企業・ボランティアとの連携により崖線の生きものを守り育てる活動を拡大し、樹林や湧水を保全します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
国分寺崖線の魅力周知	みどり政策課	国分寺崖線発見マップの配布	国分寺崖線の歴史的資産や自然環境の豊かな場所を訪れながら国分寺崖線の魅力を感じられるように整備した「きしべの路」「おもいはせの路」の経路などの情報や国分寺崖線に生息する生きものを紹介していく。	国分寺崖線の周知拡大
「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板の管理	みどり政策課	・案内板の更新1か所(累計1か所) ・調査の実施	「きしべの路」「おもいはせの路」の経路に整備している案内板を適正に管理し、国分寺崖線の魅力をPRする。	国分寺崖線の周知拡大
希少生物生息・生育地の保全活動	(一財)世田谷トラストまちづくり	希少種(イチリンソウやカタクリ)の保全	希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全する。	希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全
国分寺崖線湧水調査	みどり政策課	調査の実施	国分寺崖線の湧水の湧出量や水質などの調査を実施し、湧水の現況や経年変化を把握することで、国分寺崖線の湧水を保全するための基礎資料とするとともに、調査結果の概要版やホームページなどで周知する。	湧水状況の把握と周知

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
国分寺崖線の魅力周知	継続	→
「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板の管理	継続	→
希少生物生息・生育地の保全活動	継続	→
国分寺崖線湧水調査	継続	→

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全



【取り組み内容 1-1-2】

国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

概要

国分寺崖線周辺の建築緑化の推進や生物多様性に配慮した緑化を行うように誘導します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化ガイドブックの配布	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、生物多様性に配慮した緑化を推進する。	世田谷生きもの緑化ガイドブックによる普及啓発
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導	玉川・砧総合支所各街づくり課 みどり政策課	該当地区内の届出指導	世田谷区みどりの基本条例に基づく国分寺崖線保全重点地区内の緑化基準により、重点的な緑地の保全・創出を推進していく。	国分寺崖線のみどりの保全・創出
風致地区条例に基づく指導	玉川・砧総合支所各街づくり課 みどり政策課	該当地区内の申請指導	該当地区内の風致維持のため、周辺自治体とも連携して「東京都風致地区条例」に基づく審査基準の見直しを図る。また、生物多様性に配慮した緑化についても誘導していく。	該当地区内の申請指導

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布	配布	→
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導	継続	→
風致地区条例に基づく指導	継続	→



【取り組み内容 1-2-1】

風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

概要

景観法に基づく建設行為などの届出制度により、風景づくりの方針・基準に即したより良い計画となるよう指導・誘導します。

地域風景資産の選定・普及などを通じて、地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育てていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建設行為等における風景づくりの誘導	都市デザイン課	一定規模以上の建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導 158件 (累計1,526件)	建築物や工作物などの建設行為等を行う際に、事業者に対し、事前協議および景観法に基づく届出制度により、風景づくりの方針・基準に基づいた計画となるよう、指導・誘導を行う。	建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導
地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討	都市デザイン課	・地域風景資産選定 0件 (累計86件) ・地域風景資産普及事業実施(区のおしらせ特集号発行)	登録制度以外で地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討を行う。	地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
建設行為などにおける風景づくりの誘導	継続	→
地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討	検討	→

目標 1 . 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 └─ 取り組み方針 1-3 . 河川・水辺の保全



【取り組み内容 1-3-1】

生物多様性に配慮した河川の管理

概要

生物多様性に配慮した草刈・清掃に関する方法を検討・実施し、生きものと共生する水辺づくりを行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
各河川の生物多様性に配慮した管理	豪雨対策・下水道整備課 工事第一課 工事第二課 環境保全課	生物多様性に配慮した管理の検討、実施	生物多様性に配慮した草刈や清掃など、東京都を含めて、環境に配慮した管理を検討し、実施する。	生物多様性に配慮した管理の実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、東京都・関係自治体

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
各河川の生物多様性に配慮した管理	継続	→



【取り組み内容 1-3-2】

建設時の地下水・湧水の保全指導

概要

地下水の涵養を図るとともに、事業者に対する湧水及び地下水の保全指導を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
雨水貯留浸透施設設置助成	豪雨対策・下水道整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ます助成 56基 (累計13,102基) ・トレンチ助成 26m (累計3,075m) ・雨水タンク設置助成 39基 (累計594基) ます及びトレンチ助成はS63年度から、雨水はH19年度から集計	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水貯留浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ます助成 ・トレンチ助成 ・雨水タンク設置助成
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及	豪雨対策・下水道整備課 工事第一課 工事第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を使った雨水貯留浸透施設の普及の啓発 ・雨水流出抑制施設設置のお願い ・雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等による指導 ・世田谷区豪雨対策行動計画(H30～33)に基づく取組 ・雨水貯留浸透量区施設 5,834t (累計119,761t) 都・国施設 3,516t (累計88,046t) その他公共施設 0t (累計9,963t) 民間施設 8,157t (累計248,389t) 	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。	世田谷区豪雨対策行動計画に基づき実施
宙水の普及啓発	みどり政策課	区民への情報提供資料配布	宙水分布想定図を含むパンフレットの配布などで、宙水の保全の普及啓発を行う。	普及啓発による宙水の周知拡大

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
湧水保全重点地区内の助成	豪雨対策・下水道整備課	雨水貯留浸透施設助成	湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる、湧水保全重点地区において、一般地区より助成条件を優遇させて雨水貯留浸透施設設置助成を進めていく。	雨水貯留浸透施設設置助成
湧水保全重点地区内の指導	みどり政策課	湧水保全重点地区の指導	湧水保全重点地区などにおいて温泉掘削をする場合に、区と事前協議をして地下水及び湧水の保全に努めていく。	湧水保全重点地区の指導
地下水・湧水調査	みどり政策課	地下水・湧水調査の実施	区内で地下水位・池水位・湧水量などを継続的に観測し、長期的な変化を把握することで、地下水・湧水の保全に役立てる。 また、地下水・湧水の現状とその保全に向けた取り組みを概要版やホームページなどにより、普及啓発する。	地下水・湧水現況の把握と周知

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、東京都・関係自治体

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
雨水貯留浸透施設設置助成	継続	→
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及	継続	→
宙水の普及啓発	継続	→
湧水保全重点地区内の助成	継続	→
湧水保全重点地区内の指導	継続	→
地下水・湧水調査	継続	→



【取り組み内容 1-4-1】

農地保全の取り組みの推進

概要

生産緑地地区の指定などにより都市農地の保全を図るとともに、農業公園の設置・活用を通して、農地の保全、良好な景観の形成をしていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生産緑地の保全	都市計画課 都市農業課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画変更に向けた手続き 1か所 生産緑地の追加指定 15か所 	生産緑地地区の追加指定により、都市農地の保全を図る。また、生産緑地の所有者に特定生産緑地制度を漏れなく周知し、所有者等の意向を基に、より多くの特定生産緑地の指定に向けて取り組んでいく。 さらに、国の法改正や税制改正を踏まえ、生産緑地の貸借制度の運用など農地の保全策を進めていく。	都市農地の保全
農業公園の都市計画決定	みどり政策課	農業公園の都市計画決定に向けた手続き調整 1か所(上祖師谷農業公園)	農地を活かした街づくりの拠点として有効性が高い農地などについて、都市計画公園・緑地に指定する。	農業公園の都市計画決定 (累計8か所)
農業公園の整備・活用	公園緑地課	喜多見農業公園、瀬田農業公園分園、次大夫堀公園里山農園の運営	農地の取得後、区民参加型農園や教育・福祉農園などとして農業公園を拡張し、活用する。 活用にあたっては、農作業体験を通じて都市農業への理解と関心を深めてもらうことなどを目的として、農業公園を運営する。	喜多見農業公園(一部拡張)、瀬田農業公園分園(一部拡張)、次大夫堀公園里山農園の運営
農の風景育成地区における農の風景の育成・維持	みどり政策課	フィールドミュージアムのPR	農を活かした街づくりのモデル地区として農の風景の育成・維持を図る。	フィールドミュージアムのPR

特に役割を担う団体
世田谷区、区民、国・東京都

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
生産緑地の追加指定	継続	→
農業公園の都市計画決定	調整	→
農業公園の整備・活用	調整	→
農の風景育成地区による農の風景の育成・維持	継続	→



【取り組み内容 1-5-1】

諸制度を活用したみどりの保全

概要

都市計画法、都市緑地法、みどりの基本条例、環境配慮制度などの諸制度を活用するとともに、諸制度の充実・強化なども検討しながら、民有地のみどりを保全します。




個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
市民緑地契約制度の活用推進	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地面積 171.26 m ² (累計 16,878.67 m ²)	区と(一財)世田谷トラ ストまちづくりが協力しな がら制度周知等を積極的 に行い、新規契約や既存緑 地の契約面積拡大等によ り保全する。	新たな市民緑地 の設置 2 か所
市民緑地の活用推進	(一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地 4 か所に おけるボランティアによる保全活動 と 9 か所における利 活用イベントの実 施	市民緑地 3 か所でボラン ティアによる保全活動 を実施するとともに、各所に て利活用イベントを実施 する。	・ボランティア による保全活 動 3 か所 ・利活用イベ ントの実施 8 か所
特別緑地保全 地区、特別保護 区の活用推進	みどり政策課	・特別緑地保全地区 0 か所 (累計 6 か所・約 3 ha) ・特別保護区 0 か所 (累計 4 か所・約 1.32 ha)	法や条例に基づく制度で 貴重な民有地のみどりを 保全していく。指定か所の 増加と質の向上、イベント や一般開放などによる幅 広い活用に努める。	・特別緑地保全 地区の拡大 ・特別緑地保全 地区・特別保 護区の保全・ 活用
保存樹木・保存 樹林地制度の 活用推進	みどり政策課	・保存樹木 -25 本(指定 14 本、解除 39 本) (累計 1,835 本) ・保存樹林地の指定 0 か所 (累計 79 か所・ 292,123.10 m ²)	条例に基づき保存樹木等 を指定し、必要に応じて支 援を行い貴重な民有地の みどりを保全していく。	・要綱に基づく 適正な支援 ・制度の周知
小さな森制度 の活用推進	(一財)世田谷 トラストまち づくり	小さな森登録件数 新規 1 か所、終了 1 か所(累計 18 か所)	50 m ² 以上の庭などで、年 に数回オープンガーデン を行うことを条件に小さ な森に登録。財団は庭造り のアドバイスやオープン ガーデンの支援を行い、区 民にみどり保全の大切さ を啓発するとともに、地域 コミュニティづくりを進 める。	新規登録 2 か所

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
市民緑地契約制度の活用推進	新規1か所	新規1か所
市民緑地の活用推進	継続	
特別緑地保全地区、特別保護区の活用推進	継続	
保存樹木・保存樹林地制度の活用推進	継続	
小さな森制度の活用推進	新規1か所	新規1か所

目標 1 . 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 取り組み方針 1-5 . 民有地・公共用地のみどりの保全



【取り組み内容 1-5-2】
生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

概要

みどりのトラスト基金への寄付などの周知により、生きものが生息・生育する場としての公園緑地の確保を進めます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
公園緑地確保のための基金周知	みどり政策課	公共施設やイベントでのパンフレット配布、ホームページでの基金の周知	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄附を、ホームページやイベントなどで周知を図る。	基金周知の拡大
公園用地の寄附	みどり政策課	寄附公園制度のPR 寄附1か所(喜多見5-21)	区民からの寄附による土地を公園緑地として活用し、整備を進めていく。	寄附公園制度のPR

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
公園緑地確保のための基金周知	継続	→
公園用地の寄附	制度PR	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
ネットワークを形成する



取り組み方針 2-1 . 河川・水辺のネットワークづくり

【取り組み内容 2-1-1】

河川・湧水などの水辺と周辺のみどりを活かした ビオトープづくり

概要

子どもが水辺に親しみ、学べるよう、トンボ池などのビオトープの造成や地域に親しまれる水辺を再生します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物多様性に配慮した水辺づくり	公園緑地課 各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課		世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、公共施設などにおいて、地域環境、施設用途の特性に合わせ、生物多様性に配慮したビオトープなどの水辺づくりを進めると共に、鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。	地域環境、施設用途の特性に合わせ、生物多様性に配慮した水辺づくりの実施
水辺の維持管理	公園緑地課 工事第一課 工事第二課	水辺の再生計画によって整備した水辺の維持管理	鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。	水辺の再生計画等によって整備した水辺の維持管理

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、国・東京都

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生物多様性に配慮した水辺づくり	継続	→
水辺の維持管理	継続	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
 ネットワークを形成する
 取り組み方針 2-1 . 河川・水辺のネットワークづくり



【取り組み内容 2-1-2】
多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

概要

水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
河川の自然環境の再生	豪雨対策・ 下水道整備課 みどり政策課 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 東京都へ環境に配慮した河川づくりの要望及び協力 河川生物データの収集 	東京都へ環境に配慮した河川づくりを要望し、協力していく。	環境に配慮した河川づくりの増加

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、国・東京都

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
河川の自然環境の再生	継続	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する
 取り組み方針 2-2 . 公園緑地のネットワークづくり



【取り組み内容 2-2-1】

生物多様性に配慮した公園緑地の整備

概要

生きものの生息・生育環境の核となる公園緑地において、在来種を活用した植栽を行い、公園緑地による生きものネットワークの形成を計画的に進めます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討	公園緑地課	生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討	公園が生物多様性の中核となるよう、生物多様性に配慮した公園緑地の設計を検討する。	生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の運用・見直し
大規模な生きもの拠点となる公園の整備	公園緑地課		体験・学習の場として使えるような大規模な生きもの拠点となる公園を整備する。	大規模な生きもの拠点となる公園の整備
生きもの拠点となる公園緑地の整備	公園緑地課	生きもの拠点となる公園緑地の整備・検討	身近な公園や緑地に生物多様性に配慮した空間を整備する。	生きもの拠点となる公園緑地の整備

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討	検討	→
大規模な生きもの拠点となる公園の整備	検討	→
生きもの拠点となる公園緑地の整備	検討	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
ネットワークを形成する
取り組み方針 2-2 . 公園緑地のネットワークづくり



【取り組み内容 2-2-2】

生物多様性に配慮した公園緑地の管理

概要

生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための様々な工夫(在来種を用いた植栽、剪定方法の工夫、草地の維持・創出、ピオトープづくり、落ち葉溜めの造成など)を取り入れ、管理を進めます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物多様性に配慮した公園管理	公園緑地課	生物多様性に配慮した公園管理検討・実施	在来種を用いた植栽、枯木積みや石積みなどのエコスタックを用いた生きものの生息・生育場所への配慮、外来種防除などを検討・実施する。	生物多様性に配慮した公園管理検討・実施

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生物多様性に配慮した公園管理	検討・実施	→

目標 2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する
 取り組み方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり



【取り組み内容 2-3-1】

生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

概要

専用住宅や集合住宅、商店街、道路及び鉄道の沿道などの民有地の敷地空間を活用し、様々な事業とも連携して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。





個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
園芸講習会	(一財)世田谷 トラストまち づくり	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中 止	人と環境に優しいバラづ くり入門講座などの講習 会を開催する。	人と環境に優し いバラづくり入 門講座などの講 習会の開催
宅地の生物多 様性に配慮し た緑化推進	街づくり課(各 総合支所) みどり政策課	・生物多様性に配慮 した緑化ガイドブ ックの配布 ・みどりの計画書届 出件数 779件 (累計21,695件)	みどりの基本条例・都市 緑地法に基づき一定規模 以上の建築物の新築や増 築を行う場合に、緑化の 義務を定めている。それ に加え、生物多様性に配 慮した緑化を誘導してい く。	生物多様性に配 慮した緑化推進
環境基本条例 に基づく環境 配慮制度	環境保全課	大規模な開発事業等 に対し、緑化率・緑の 質の向上、既存樹木 の保全等に関する配 慮を要請 11件(累計178件) H23年から集計	環境に大きな影響を及ぼ すおそれのある事業を実 施しようとする事業者等 に対し、環境負荷の低減 や公害の防止、環境の保 全・回復及び創出に努め るよう要請していく。	大規模な開発事 業等に対し、緑 化率・緑の質の 向上、既存樹木 の保全等に関する 配慮を要請
みどりと花い っぱい協定に おける植栽種 の工夫	みどり政策課	・生物多様性に配慮 した植栽種の検討 ・みどりと花い っぱい協定新規 2か所(解除3か 所) (累計102か所)	植え付けする植物につい て、生きものを呼び込む ことのできる種類を選ぶ など、生物多様性に配慮 した工夫を取り入れる。	・生物多様性に 配慮した植栽 種の検討 ・みどりと花い っぱい協定に よる支援
3軒からはじ まるガーデニ ング支援制度	(一財)世田谷 トラストまち づくり	2年目のグループに アドバイザー派遣等 を実施 新型コロナウイルス 感染拡大防止のため新 規グループ受付中止	3軒以上のグループへの 5年間のガーデニングア ドバイザーの派遣と緑化 資材を助成する。	みどりあふれる 環境にやさしい 街並づくりの推 進

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
園芸講習会	継続	
宅地の生物多様性に配慮した緑化推進	継続	
環境基本条例に基づく環境配慮制度	継続	
みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫	継続	
3軒からはじまるガーデニング支援制度	新制度で実施	継続

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する
 取り組み方針 2-3 . 民有地・公共用地の生物生息空間づくり



【取り組み内容 2-3-2】

生物多様性に配慮した建築計画などにもなう緑化の推進

概要

在来種を用いた緑化や多様な種類を使用した緑化を推進します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建築事業者などに対する普及啓発	みどり政策課 街づくり課(各総合支所)	建築・開発事業者への普及啓発の実施	積極的に緑化を推進するために、緑化制度を担当する職員の研修を実施し、建築・開発事業者に対し建築時の緑化の普及啓発を行う。	建築時の緑化の普及啓発
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布 【再掲 取り組み 1-1-2】	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化ガイドブックの配布	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、生物多様性に配慮した緑化を推進する。	世田谷生きもの緑化ガイドブックによる普及啓発
シンボルツリー・生垣、植栽帯造成、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化の助成制度の推進	みどり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣・フェンス緑化助成 11件 (累計 875件) ・植栽帯造成助成 9件 (累計 89件) ・シンボルツリー植栽助成 49件/140本 (累計 365件/973本) ・屋上・壁面緑化助成 5件 (累計 265件) ・駐車場緑化助成 1件 (累計 9件) 	既存制度を拡充し、生物多様性に配慮した植栽を優遇する助成制度を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣・フェンス緑化助成 (累計 920件) ・植栽帯造成助成 (累計 101件) ・シンボルツリー植栽助成 (累計 476件/1261本) ・屋上・壁面緑化助成 (累計 298件) ・駐車場緑化助成 (累計 13件)

特に役割を担う団体
世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
建築事業者に対する普及啓発	継続	→
世田谷生きものの緑化ガイドブックの配布 【再掲】	配布	→
シンボルツリー・生垣、花壇造成、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化の助成制度の推進	継続	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
ネットワークを形成する
取り組み方針 2-3 . 民有地・公共用地の生物生息空間づくり



【取り組み内容 2-3-3】

生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

概要

公共・公益施設の敷地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
緑のカーテン づくり(学校)	教育環境課 みどり政策課	・小学校 0校 (累計28校) ・中学校 0校 (累計14校)	生物多様性に配慮した緑化を推進する。希望校を中心に実施していく。	希望校を中心に実施
緑のカーテン づくり(公共・ 公益施設)	みどり政策課	緑のカーテン資材配布 74か所	生物多様性に配慮した緑化を推進する。希望校を中心に実施していく。	・公共・公益施設 での緑のカーテン づくりの拡大 ・緑のカーテン資 材配布
生物多様性に 配慮した学校 づくり	教育指導課 教育環境課	ビオトープワークシ ョップ実施 10校	世田谷生きもの緑化ガイ ドブックを参考に、地域 環境、施設用途の特性に 合わせ、生物多様性に配 慮した緑化を進める。	各学校の地域環 境・特性に合わせ た生きものの生息 空間づくりの推進
公共・公益施設 の建築計画な どにおける緑 化の推進	各施設関係所 管課 施設営繕第一 課 施設営繕第二 課	豪徳寺アパート1号 棟 玉川総合支所 芦花小学校 希望丘小学校	公共・公益施設の建築計 画や、駐車場整備におい て、生物多様性に配慮し た緑化ガイドブック(植 栽ガイドブックの改訂 版)を参考に、生物多様 性に配慮した緑化を進め る。	改築時において、 生物多様性に配慮 した緑化を実施
外環道上部の 緑化推進(東名 ジャンクショ ン(仮称))	砧総合支所 街づくり課	外環事業者との調整	上部利用計画案の策定に 向けて事業者等と調整を 進める。	上部利用計画案の 策定に向けた事業 者等との調整
道路緑化の推 進	土木計画調整 課 工事第一課 工事第二課	道路緑化面積 0.59ha (累計121.28ha)	生物多様性に配慮した道 路緑化を推進する。	道路緑化面積 (累計122.99ha)

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
小田急線上部利用における緑化の推進	北沢総合支所 街づくり課 拠点整備担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・区施設の緑地整備 ・住民参加型の緑地管理 	小田急線の上部利用における通路、緑地・小広場、立体緑地などの公共施設整備においては、東北沢、下北沢、世田谷代田駅周辺のみどりとのつながりを意識し、多様性をもたらず緑化の推進及び、住民参加型の管理や、活用を促進し、高質な緑化空間の創出を図る。	小田急線上部利用施設における高質な緑化空間の創出

特に役割を担う団体
世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
緑のカーテンづくり(学校)	継続	→
緑のカーテンづくり(公共・公益施設)	継続	→
生物多様性に配慮した学校づくり	継続	→
公共・公益施設の建築計画などにおける緑化の推進	継続	→
外環道上部の緑化推進(東名ジャンクション(仮称))	調整	→
道路緑化の推進	継続	→
小田急線上部利用における緑化の推進	継続	→

目標 3 . 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

└─ 取り組み方針 3-1 . 外来種や野生生物への対応



【取り組み内容 3-1-1】

世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

概要

外来種に対する区民の認識を高めるために、外来種リストの作成や侵略的外来種の区内への侵入や区外への拡散防止の対策を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
関係行政機関、学校、団体と連携した啓発・防除活動	みどり政策課	特定外来種などの防除活動について検討	特定外来種などの防除活動について連携し、啓発や防除活動を行う。	特定外来種などの防除活動について実施
普及啓発事業の実施	みどり政策課	外来種についての普及啓発事業の検討	外来種についての正しい知識の周知や、特定外来生物などの防除活動への参加を呼びかける。	外来種についての普及啓発事業の実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画 (令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
関係行政機関、学校、団体と連携した防除活動	検討・実施	▶
普及啓発事業の実施	検討・実施	▶



【取り組み内容 3-1-2】

野生生物の適正管理、普及啓発の推進

概要

野生生物とうまく共生する方法について普及啓発を進めますが、生活被害が深刻な場合には防除活動を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
ハチとの共生の普及啓発	世田谷保健所	ハチとの共生の普及啓発の実施	ハチの生態や習性・被害の予防対策に関する正しい知識を習得し、共生していくために、区民向けの普及啓発講習会を開催する。	ハチとの共生の普及
カラスの巣撤去緊急対策事業の実施	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・巣の撤去 49件 (累計 1,240件) ・落下ヒナの捕獲 18件 (累計 592件) ・調査 6件 (累計 121件) 	繁殖期のカラスの威嚇や攻撃から区民の安全を確保するため、巣の撤去などを行う。	繁殖期(4~7月頃)におけるカラスによる人的被害の軽減
ハクビシン等の防除	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン 36頭 (累計 151頭) ・アライグマ 20頭 (累計 35頭) 	ハクビシン・アライグマが建物の天井裏などに棲みつき、糞尿などの被害が生じている場合、区民の生活環境の保全を図るため、箱わなを設置し、防除する。	ハクビシン・アライグマによる生活環境被害の軽減
生活被害を伴う害虫等への防除対策	世田谷保健所	生活被害を伴う害虫等への防除対策の実施	区民生活に危害を及ぼす恐れのある害虫等についての注意喚起や情報の周知、ハチの巣の除去(要件あり)を行う。	生活被害を伴う害虫等への防除対策の普及

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
ハチとの共生の普及啓発	継続	→
カラスの巣撤去緊急対策事業の実施	継続	→
ハクビシンなどの防除	継続	→
生活被害を伴う害虫等への防除対策	継続	→

目標 4 . 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に
 連携・協働する
 取り組み方針 4-1 . 国や関係自治体との連携



【取り組み内容 4-1-1】

国・東京都・関係自治体との連携

概要

国・東京都・関係自治体と情報を共有するなど、区外の自治体と連携します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生きもの情報の共有	みどり政策課	各機関と生きもの情報を共有	各機関と生きもの情報を共有し、希少生物などの生息場所を把握する。また、将来的には、生きもの生息場所をつなげる情報源として活用する。	各機関と生きもの情報を共有
国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施	みどり政策課	国・東京都・関係自治体と連携したイベントの検討	国・東京都・関係自治体と連携して、生物多様性に関するイベントを、河川や公園緑地などで実施する。	国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施
川場村と連携した交流事業の実施	区民健康村・ふるさと交流課	「健康村里山自然学校」の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部の事業は中止	相互協力協定を結んでいる群馬県川場村と連携し、交流事業である里山塾や農業塾といった「健康村里山自然学校」を実施する。	「健康村里山自然学校」の継続実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、国・東京都・関係自治体

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生きもの情報の共有	実施	▶
国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施	検討	▶
川場村との連携	継続	▶

目標 4 . 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に
 連携・協働する
 取り組み方針 4-2 . 区民の活動を活性化する仕組みづくり



【取り組み内容 4-2-1】

区民や団体との連携

概要

様々な主体の協働体制を構築するため、情報交換をする場を設けます。また、専門的な知識が必要な場合は、専門家派遣などの支援を行います。また、公共用地の生物多様性の維持管理に当たっては区民や活動団体の参画に努めます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
活動団体との意見交換会の開催	みどり政策課 公園緑地課 豪雨対策・ 下水道整備課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体との意見交換会 生きもの会議 (累計4回) 分科会プロジェクトの実施 野多連との情報交換会 生きものアドバイザー会議 生きもの会議、野多連との情報交換会、生きものアドバイザー会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	区及び河川の環境団体などと意見交換会を開催する。また、区内の活動団体同士の意見交換の場を新たに設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体との意見交換会の継続 生きもの会議の実施
専門家の派遣などの支援	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	活動団体等への専門家派遣	団体や区民が活動する場で、専門的な知識を要する場合に、その知識に精通した専門家(学校の教授、有識者など)をその活動の場に派遣する。	活動団体等への専門家派遣制度の運用
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用	みどり政策課 公園緑地課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用 新型コロナウイルス感染拡大防止のため企業からの受入れは中止	企業や学校と連携して、生物多様性に配慮した公園緑地・公共用地・民有地などを、環境学習の場やその他活用場所として活用する。	企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
活動団体との意見交換会の開催	継続	→
専門家の派遣などの支援	継続	→
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用	継続	→

目標 4 . 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に
 連携・協働する
 取り組み方針 4-2 . 区民の活動を活性化する仕組みづくり



【取り組み内容 4-2-2】

生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

概要

生物多様性に関する取り組みが、社会全体で一般的なものとして受け入れられるよう、企業やNPO・地域の活動を支援し、優れた活動を顕彰します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
みどり・生きものの表彰制度	みどり政策課	表彰制度の検討	活動団体などのみどりや生物多様性に関する取り組みのうち、地域へのみどりや生物多様性の貢献が高いものや模範的なものについて、顕彰する制度を設立する。	みどり・生きものの表彰制度の検討、実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
みどり・生きものの表彰制度	検討	実施

目標 5 . 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす
 取り組み方針 5-1 . 生物多様性に関わる活動の活性化



【取り組み内容 5-1-1】

トラスト運動への参加の拡大

概要

セミナーの開催や情報発信拠点を活用して、区民に生物多様性を伝える場を提供し、トラスト運動への参加を促します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
トラスト運動支援者数の拡大	(一財)世田谷トラストまちづくり	賛助会員やボランティアなどとの連携・協力による自然環境や歴史的・文化的環境の保全	賛助会員やボランティアなどと連携・協力し、自然環境や歴史的・文化的環境の保全を進める。	賛助会員やボランティアなどとの連携・協力による自然環境や歴史的・文化的環境の保全

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
トラスト運動支援者数の拡大	継続	→



【取り組み内容 6-1-1】

生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

概要

生きものの定期的なモニタリングを実施し、世田谷の生きものの生息・生育状況を評価し、その情報を活用して普及啓発を行います。さらに、生きもの調査などを、区民参加で進めていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物調査の実施	みどり政策課	生物調査の実施 「まちの生きものしらべ」 0回 (累計5回) H27年度から集計。調査は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	世田谷に生息する生きものを把握するために、選定した場所において調査を実施する。また、区民参加の生きものしらべを実施する。	生物調査の継続
河川調査(水生生物)の実施	環境保全課	河川の生物調査 1回/年	河川に生息する水生生物を把握するために、魚類、底生動物などの調査を実施する。	河川の生物調査 1回/年
生物情報検索システムの運用	(一財)世田谷 トラストまち づくり	世田谷の生きものに関する調査と、これまでの調査報告書や世田谷の生物情報を発信するための生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」の運用 新型コロナウイルス感染拡大防止のため検索システムの運用を中止	世田谷の生きものに関する調査と、これまでの調査報告書や世田谷の生物情報を発信するための生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」を運用する。	世田谷の生きものに関する調査と、これまでの調査報告書や世田谷の生物情報を発信するための生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」の運用
ホームページなど多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	生きもの情報の発信	区で実施した調査結果を、上記「生物情報検索システム」などを利用して、区民などが見られるよう、情報の共有化を実施する。	・生きもの情報の発信の継続 ・情報を一括して管理・発信
世田谷名木百選マップの配布	みどり政策課	世田谷名木百選マップの配布	世田谷の長い歴史と文化の中に生き続け、地域の方々に様々な関わりかたを通じて親しまれ、育まれてきた樹木を選定した『名木百選』を紹介し、巨樹や老木を大切にすることを醸成していく。	・貴重な樹木の情報提供 ・みどりの保全意識の醸成

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生物調査の実施	継続	▶
河川調査(水生生物)	継続	▶
生物情報検索システムの運用	継続	▶
ホームページなど多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信	継続	▶
世田谷名木百選マップの配布	継続	▶

目標 7 . 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

取り組み方針 7-1 . 生物多様性の普及啓発



【取り組み内容 7-1-1】

生物多様性を伝える場づくり

概要

セミナーの開催や、出前講座、情報発信拠点を活用して区民に生物多様性の恵みを伝える場を提供します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
みどりと生きものに関する出前講座などの開催	みどり政策課	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施 ・みどりの出前講座 (消費生活課) 0回 (累計0回) (みどり政策課) 5回 (累計87回) ・自然観察動画の制作	みどりと生きものの大切さを伝える場として、区民や学校向けの出前講座や講習会を開催する。	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施
ビジターセンターの運営	(一財)世田谷トラストまちづくり	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限あるいは一部利用中止により運営	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営及び緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施
特別保護区の一般開放	(一財)世田谷トラストまちづくり	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における、財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため春の一般開放を中止	経堂五丁目特別保護区において、財団自主事業で養成したボランティアが、年10回程度ある一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
みどりと生きものに関する出前講座などの開催	継続	→
ビジターセンターの運営	継続	→
特別保護区の一般開放	継続	→

目標 7 . 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

取り組み方針 7-1 . 生物多様性の普及啓発



【取り組み内容 7-1-2】

生物多様性の理解を促すための普及啓発

概要

生物多様性を理解し、自発的な行動につながっていくように、区民向けのガイドブックや生きものを紹介する資料などを作成します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布	みどり政策課	地域戦略のガイドブック「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布	生きものつながる世田谷プランや生物多様性について普及啓発を行う。	「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布
世田谷の生きものを紹介する資料の作成	みどり政策課	生きもの情報の収集	区内の生きものに関する冊子などを作成する。	世田谷の生きものを紹介する資料の検討
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信	(一財)世田谷トラストまちづくり	・ホームページの運営 ・トラスト通信、メールマガジン、トラストまちづくり情報誌等の発行 ・フェイスブックなど SNS による発信	トラスト通信の発行、ホームページの運営、メールマガジンなどの発行、トラストまちづくり情報誌を発行する。	・ホームページの運営 ・トラスト通信、メールマガジン、トラストまちづくり情報誌、トラまちプレス の発行
生物多様性保全の啓発グッズなどの販売	(一財)世田谷トラストまちづくり	啓発用図書の販売	様々な工夫をこらした楽しく分かりやすい図鑑や啓発グッズ等を販売する。	啓発用図書の販売

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布	配布	→
世田谷の生きものを紹介する資料の作成	検討	→
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信	継続	→
生物多様性保全の啓発グッズなどの販売	継続	→

目標 8 . 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える
 取り組み方針 8-1 . 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり



【取り組み内容 8-1-1】

学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充

概要

学校や地域と連携して、みどりとみずの学習機会を拡充します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
フィールドミュージアムの整備	みどり政策課	マップ配布 PR (累計3地区)	地域全体をひとつの学習・体験の場として捉え、世田谷の自然や生きものについて学べる地図の作成や、案内板の整備を検討する。	フィールドミュージアムの整備検討
ビジターセンターの運営 【再掲 取り組み 7-1-1】	(一財)世田谷トラストまちづくり	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限あるいは一部利用中止により運営	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営及び緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進	都市農業課	・ふれあい農園開園数 2園 (累計51園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計20園)	農地を身近に感じ、農業を理解してもらえよう、農作業を体験する機会として、ふれあい農園や体験農園、区民農園を運営する。 農地を活用した多世代のコミュニティの場として利用するなど、多面的な利活用を推進する。	・ふれあい農園開園数 (累計57園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計22園)
土と農の交流園講座の実施	市民活動・生涯現役推進課	土と農の交流園圃場管理ボランティアの実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座休止とし、代替として、圃場管理ボランティアを各コースで10月下旬から実施	講義と実習により野菜や花づくりなどに関する基礎を学習できる講座を開催する。	土と農の交流園講座の継続

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
体験・学習機会の充実	みどり政策課	自然観察会、愛鳥モデル校の合同発表会などの開催 発表会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	自然観察会、体験教室、愛鳥モデル校の取り組み支援、野川せせらぎ教室、ガイドウォーク、水辺の楽校、外遊び事業、動物飼育支援活動モデル校、移動教室、食に関する講座などを開催する。	愛鳥モデル校の取り組み支援
	(一財)世田谷 トラストまち づくり	バードウォッチング：1回(3回中止) 野川せせらぎ教室：1回(3回中止) みつ池体験教室：3回(1回中止) ビジターセンターミニイベント：6回(2回中止) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止		自然観察会、体験教室、野鳥観察会、野川せせらぎ教室、ガイドウォークの開催
	児童課	多摩川出張事業 12回		多摩川にて川遊び、水辺の生き物観察など自然体験を出張事業として開催
	教育指導課 教育研究・研修課	研究協力校(SDGsベーシックプログラム)3校 校外学習活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各校の判断により一部中止		校外学習活動の実施。SDGsカードゲーム等による理解促進
	学務課	動物飼育支援活動モデル校7校 移動教室等(小5川場、小6日光、中1河口湖)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		動物飼育支援活動モデル校、移動教室などの実施
	消費生活課	食に関する区民向け講座 0件		食に関する区民向け講座の開催
特別保護区の一般開放 【再掲 取り組み7-1-1】	(一財)世田谷 トラストまち づくり	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における、財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため春の一般開放を中止	経堂五丁目特別保護区において、財団自主事業で養成したボランティアが、年10回程度ある一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施
せたがやエコチャレンジ	教育指導課	エコ活動を区のホームページなどで周知	小中学校、区民団体などのエコ活動を区のホームページや印刷物などで周知する。	エコ活動の普及

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
フィールドミュージアムの整備	継続	→
ビジターセンターの運営 (再掲)	継続	→
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進	継続	→
土と農の交流園講座の実施	継続	→
体験・学習機会の充実	継続	→
特別保護区の一般開放 (再掲)	継続	→
せたがやエコチャレンジ	継続	→

目標 8 . 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える
 取り組み方針 8-2 . 生物多様性保全の人材育成



【取り組み内容 8-2-1】

生物多様性保全に関わる人材の育成

概要

生きものの保全活動に取り組む人材を育て、その輪を広げていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
ボランティア向けの養成講座・イベントの開催	みどり政策課	ボランティア向けの養成講座・イベント 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	花壇ボランティアや公園ボランティアなどに向けた、生物多様性保全の先進事例場所の見学会、専門家の派遣などを実施する。	ボランティア向けの養成講座・イベントの開催
	公園緑地課	多様なボランティアの募集		多様なボランティアの募集
世田谷トラストまちづくり大学の開催	(一財)世田谷トラストまちづくり	緑地保全や地域共生・歴史的環境保全などをテーマとした人材育成 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	緑地保全や地域共生・歴史的環境保全などをテーマに、環境共生、地域共生まちづくりの実践者を育成する講座を毎年実施する。	緑地保全や地域共生・歴史的環境保全などをテーマとした人材育成
グリーンインフラ学校の開催	豪雨対策・下水道整備課	「世田谷版グリーンインフラ」のモデルケース及び体制づくりの推進	個人の庭などでも可能なグリーンインフラ施設設置の演習や、講義などを通じて、グリーンインフラの区民への普及啓発を図る。	グリーンインフラの普及啓発
	(一財)世田谷トラストまちづくり	「世田谷版グリーンインフラ」のモデルケース及び推進体制づくりの実施		多主体連携による世田谷版グリーンインフラ推進体制の構築

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
ボランティア向けの養成講座・イベントの開催	継続	→
世田谷トラストまちづくり大学の開催	継続	→
グリーンインフラ学校の開催	継続	→



【取り組み内容 9-1-1】

地産地消の促進と伝統野菜の継承

概要

「せたがやそだち」の消費拡大による「地産地消」の推進と、伝統野菜を継承します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
「せたがやそだち」の消費の拡大	都市農業課	<ul style="list-style-type: none"> 個人直売所やファーマーズマーケットでの販売 学校給食での利用(区立小・中学校) 「せたがやそだち」使用店登録制度の実施(3店舗追加) 農家情報(収穫物・量、連絡先等)の区ホームページ掲載 	都市農業の利点を活かし、農家の個人直売所やJAの共同直売所で販売するなど、地産地消を推進する。また、学校給食における「せたがやそだち」の利用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 個人直売所やファーマーズマーケットでの販売 学校給食での利用量拡大(全校で利用)
伝統野菜の継承	都市農業課	伝統野菜保存事業の支援(大蔵大根種もみ)	大蔵大根など伝統野菜の良さを見直し、固定種の保存や栽培技術の継承を図る。	伝統野菜保存事業の支援
農業農地が有する多面的機能の情報発信	都市農業課	農業イベント <ul style="list-style-type: none"> 夏季農産物品評会 農業祭 花展覧会(春・秋) いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	農業振興と農地保全をPRするイベントを開催し、都市農業・都市農地の有する多面的機能への区民理解を醸成する。	農業イベント開催 <ul style="list-style-type: none"> 夏季農産物品評会 農業祭 花展覧会(春・秋)

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
せたがやそだちの区内流通の拡大	継続	→
伝統野菜などの継承	継続	→
農業農地が有する多面的機能の情報発信	継続	→



【取り組み内容 9-2-1】

伝統的な自然との関わり方の継承

概要

世田谷の地域に根ざし、受け継がれてきた歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統的な文化について、文化財などとそれを取り巻く環境を一体的に保存・活用する取り組みを通じて、次世代に郷土の歴史・文化を継承していきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
伝統行事や活動の継承	地域振興課(各総合支所)	せたがやホタル祭り とサギ草市、梅まつり、サギ草講習会など 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	せたがやホタル祭りとサギ草市、梅まつり、サギ草講習会などの地域に根ざした行事や活動を継続する。	せたがやホタル祭りとサギ草市、梅まつり、サギ草講習会などを実施
地域の歴史や伝統文化の継承と活用	生涯学習・地域学校連携課	・世田谷デジタルミュージアムの公開 ・民家園の機能の再検討と事業の充実 ・地域の文化財保護の担い手の育成の検討 ・せたがや歴史文化物語の取り組みの推進	世田谷の歴史や文化を伝える文化財の保存・活用を進め、広く区民の方に、学習・体験の場や機会を設ける。 また、地域の文化財の保護の活動を支援し、地域の伝統的な文化を継承していく。	・世田谷デジタルミュージアムの公開 ・地域の文化財保護の担い手の育成 ・せたがや歴史文化物語の取り組みの推進
郷土資料館の運営	生涯学習・地域学校連携課	世田谷区に関する歴史・民俗資料などを収集・研究し、その成果を展示・書籍刊行等により公開	郷土資料館では、歴史資料の収集、調査研究、保存、展示・公開を行い、区民が世田谷の歴史・文化を学習する機会を提供する。	世田谷区に関する歴史・民俗資料などを収集・研究し、その成果を展示・書籍刊行等により公開
民家園の運営	生涯学習・地域学校連携課	次大夫堀公園民家園・岡本公園民家園における世田谷の古民家の保存・公開及びかつての世田谷の農村の生活文化の伝承	次大夫堀公園民家園、岡本公園民家園では、世田谷の古民家を保存・公開するとともに、かつての世田谷の農村の生活文化を伝える取り組みを行う。	次大夫堀公園民家園・岡本公園民家園における世田谷の古民家の保存・公開及びかつての世田谷の農村の生活文化の伝承

特に役割を担う団体
世田谷区、区民・活動団体

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
伝統行事や活動の継承	継続	
地域の歴史や伝統文化の継承と活用	継続	
郷土資料館の運営	継続	
民家園の運営	継続	

生きものつながる世田谷プラン行動計画

令和4年度～令和5年度

令和4（2022）年4月発行（広報印刷物登録番号 No. 2061）

編集・発行：世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1
世田谷区二子玉川分庁舎

電話：03-6432-7902 FAX：03-6432-7989

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>